## 気象警報・交通機関の災害などによる休業措置

2018 (平成 30) 年度

☆ 大雨特別警報・暴風特別警報及び大雨警報・暴風警報・洪水警報のいずれかが<u>奈良県(北西部)、大阪府(東部大阪)、京都府(山城南部)</u>のいずれかに発令されている場合。

但し、上記以外の地域については、適宜、学校が判断します。

- 1 午前6時現在発令中の場合・・・・・・・ 自宅待機
  - \* 但し、以下の場合は授業を行う。
- 2 午前8時までに解除された場合・・・・・・ 3限より授業
- 3 午前10時までに解除された場合・・・・・・ 5限より授業

## いずれも、その時限の15分前までに登校すること。

- 4 午前10時になっても解除されない場合・・・・ 休校
- ☆ 災害や事故などにより<u>近鉄奈良線・京都線・橿原線のいずれかが全面運休</u>の場合、もしくは、<u>JR の奈良線・桜井線・大和路線のいずれかが全面運休</u>している場合、及び、上記以外の路線についても、適宜、学校が判断します。

## 注意事項

- 1 特別警報・警報・交通機関の災害等の確認は各自で行って下さい。
- \* 特別警報・警報は、ラジオ・テレビ・気象台 (TEL: 177) 等で確認。 \* 災害・事故等は、ラジオ・テレビ・近鉄・JR の各駅等で確認。
- 2 特別警報が発令された場合、警報発令時の対応に準じて行うが、特に気 象情報を的確に把握して下校の判断をする。
- 3 特別警報・警報・交通機関の災害等の学校への問い合わせはしないで下 さい。